

令和4年度集団指導資料

実地指導を通じての留意点について (運営基準)

計画相談支援・障害児相談支援

1 実地指導の根拠と周期（1 / 3）

根拠法令

指定特定相談支援事業者	障害者総合支援法 第10条
指定障害児相談支援事業者	児童福祉法 第57条の3の2

1 実地指導の根拠と周期（2／3）

関係通知（厚生労働省）

指定特定相談支援事業者

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について
別添 指定障害福祉サービス事業者等指導指針

指定障害児相談支援事業者

指定障害児通所支援事業者等の指導監査について
別添 指定障害児通所支援等事業者等指導指針

1 実地指導の根拠と周期（3／3）

実地指導の周期

おおむね3年に1度

運営等に重大な問題がある場合は毎年1回行う場合もある

2 これまでの主な指摘事例（1 / 13）

（1）内容及び手続の説明及び同意

重要事項説明書の記載内容に不備がある。

- ① 運営規程と相違（例：通常の事業の実施地域）
- ② 実態と相違（例：営業日・営業時間）
- ③ 単位数、単価が報酬改定に対応していない

【根拠】 基準省令第5条第1項

（2021年版事業者ハンドブック指定基準編（以下「青本」）
P431,P637）

2 これまでの主な指摘事例（2／13）

（2）相談支援給付費の額に係る通知等

支援対象障害者等（保護者）に対し、市町村から法定代理受領により支給を受けた相談支援給付費の額を通知していない。

【根拠】 基準省令第14条第1項（青本P435,P641）

2 これまでの主な指摘事例（3／13）

（3）指定計画（障害児）相談支援の具体的取扱方針

①サービス等（障害児支援）利用計画の作成年月日が、サービス担当者会議開催日の前になっている。

【根拠】 基準省令第15条第2項第11～13号

（障害児は第10～12号）（青本P440-441,P645-646）

2 これまでの主な指摘事例（4／13）

（3）指定計画（障害児）相談支援の具体的取扱方針

②サービス等（障害児支援）利用計画の実施状況の把握（モニタリング）が実施されていない。

【根拠】 基準省令第15条第3項第1号、第2号
（青本P441-442,P647）

2 これまでの主な指摘事例（5／13）

（3）指定計画（障害児）相談支援の具体的取扱方針

③アセスメントやモニタリングの実施に当たり居宅等を訪問していない。

居宅等（障害児の場合は居宅）を訪問する必要がある。

【根拠】 基準省令第15条第2項第6号（青本P438,P644）

※サービス提供現場を訪問することは加算で評価される。
（次ページ）

2 これまでの主な指摘事例（6／13）

（3）指定計画（障害児）相談支援の具体的取扱方針

【参考1】

サービス提供時モニタリング加算

利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用するサービスの提供現場を訪問することによりサービスの提供状況等を確認し、記録した場合に算定できる。

【参考2】

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A
VOL.1問86（2021年版赤本P1501）

2 これまでの主な指摘事例（7／13）

（3）指定計画（障害児）相談支援の具体的取扱方針

- ・関係機関等初めて計画書を見た人が、利用者本人の実際の生活をイメージできるような表現で記載されているか。
- ・本人の意向を、例えば、「安定した生活をしたい」等抽象的な表現のみでなく、本人の意向を汲み取った表現としているか。
- ・本人の強みを把握して、助長する視点があるか。
- ・本人の日常生活を支える全体計画として、本人・家族に支援目標やその達成時期等が理解され、関係機関が、本人の希望や支援の必要性、各々の役割について把握し、共通認識の下で支援できる内容であるか。
- ・支給決定の根拠として、支援の必要な理由・状況を明確にし、福祉サービスの種類・内容・量が真に本人に必要なであるとわかるものか。

2 これまでの主な指摘事例（8／13）

（4）運営規程

従業者の員数が実態と相違しているが、運営規程が変更されていない。

【根拠】 基準省令第19条第2号（青本P444,P649）

※令和3年度報酬改定において「相談支援専門員 ○人以上」と記載しても差し支えないこととされました。

※運営規程を変更した場合は変更届を所轄市町村に提出してください。

2 これまでの主な指摘事例（9／13）

（5）勤務体制の確保等

月ごとの勤務表が作成されていない。

日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする必要があります。

【根拠】 基準省令第20条第1項（青本P446,P651）

2 これまでの主な指摘事例（10／13）

（6） 揭示等

① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が揭示されていない。

【根拠】 基準省令第23条第1項（青本P453,P658）

2 これまでの主な指摘事例（11／13）

（6） 掲示等

② 事業所の見やすい場所に掲示する重要事項が不十分（相談支援専門員の有する資格及び経験年数並びに虐待防止責任者の氏名の掲示がない。相談支援専門員の経験年数が誤っている。）

【根拠】 基準省令第23条第1項（青本P453,P658）

2 これまでの主な指摘事例（12／13）

（7）記録の整備

サービス担当者会議等の開催記録（会議録）が整備・保管されていない。

【根拠】 基準省令第30条第2項（青本P460,P665-666）

2 これまでの主な指摘事例（13／13）

（7）記録の整備

整備及び5年間保存しなければならない記録

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者（障害児）ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - ア 計画案及びサービス等利用計画
 - イ アセスメントの記録
 - ウ サービス担当者会議等の記録
 - エ モニタリングの結果の記録
 - オ 基準省令第17条の規定による市町村への通知に係る記録
 - カ 苦情の内容等の記録
 - キ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録